

施工パッケージ型積算方式における 代表材料規格の基準単価作成方法について 【島根県公共工事積算共同利用システムの場合】

標記については、「国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター社会資本システム研究室ホームページ」に掲載の「代表材料規格の基準単価作成方法について（H28.10適用）」を適用しています。

なお、島根県では基準単価の有効桁について、以下のとおりとしています。

【2つの物価資料の単価を平均する場合の有効桁】

東京地区のみの有効桁を比較し、有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁としています。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁としています。

<例>	
建設物価（東京地区）	33,500円（有効桁3桁）
建設物価（大阪地区）	33,550円（有効桁4桁）※有効桁の決定に含めない
積算資料（東京地区）	34,000円（有効桁2桁）
積算資料（大阪地区）	34,200円（有効桁3桁）※有効桁の決定に含めない
↓	
平均額	33,750円
↓	
決定額	33,700円（有効桁3桁、4桁以降切り捨て）